

第4回小牧市障がい者計画等検討委員会 議事録

日 時	令和5年10月2日（月） 午前10時から
場 所	小牧市役所本庁舎 3階301会議室
出 席 者	<p>委 員 中尾委員、谷委員、黒田委員、丹羽委員、野垣委員、川崎委員、小木曾委員、鈴木委員、八澤委員、福岡委員、高木委員、吉田委員、増子委員、関委員</p> <p>オブザーバー 大森地域アドバイザー</p> <p>事務局 福祉部次長 小川、障がい福祉課長 浅野、障がい福祉課障がい福祉係長 松浦、障がい福祉課 深田、株式会社エディケーション 井川氏</p>
欠 席 者	
会議の公開	公開
傍 聴 人	1人
次 第	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>（1）第4次小牧市障がい者計画</p> <p>（2）第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画</p> <p>3 その他</p>

事務局：それでは定刻になりましたので、ただいまより第4回小牧市障がい者計画等検討委員会を開催させていただきます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。はじめにご報告させていただきますが、当委員会は「小牧市審議会等の公開に関する指針」の規定により、公開とさせていただきます。なお、議事録につきましては、情報公開コーナー及び小牧市ホームページにて公開をさせていただきます。なお、本日の傍聴人は1名となっております。それでは会の開催に先立ちまして、福祉部次長の小川よりご挨拶を申し上げます。

1 あいさつ

福祉部次長：皆さま、改めましておはようございます。委員の皆さまにおかれましては、ご多用の中、本委員会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。日頃は、本市の福祉行政に格別のご尽力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。さて、前回までの本委員会では、当事者アンケートや関係団体からのヒアリングなどを通じ、当事者の現状や抱えている課題、要望などを整理して参りました。これら当事者の声は、障がい者計画などを策定する上で不可欠な要素であり、市といたしましてもできる限り当事者の声を計画に反映して参りたいと考えております。本委員会では、これら当事者の声や今までに委員の皆さまからいただきましたご意見を踏まえ、第4次小牧市障がい者計画の体系をはじめ、基本目標、重点施策等、計画の根幹となる部分についてご説明いたしますので、委員の皆さま方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚ないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、以後の議事進行につきましては、中尾会長にお願いしたいと思います。中尾会長、よろしく願いいたします。

中尾会長：おはようございます。今日は第4回目の検討委員会になり、議題に上がっていますのは2つありますが、最初の障がい者計画に重点があります。障がい者計画は本日の会議でほぼ内容が確定していくという形になります。2つ目の障がい福祉計画・障がい児福祉計画はまた次回、もう一度チャンスがあるものですので、今日のところは障がい者計画について、じっくりと皆さまのご意見をお伺いできればと思っております。よろしく願いいたします。

2 議題

(1) 第4次小牧市障がい者計画

中尾会長：それでは、議事に入ります。議題1「第4次小牧市障がい者計画」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

<事務局説明（資料1）>

中尾会長：ありがとうございました。議題1につきまして、事務局からご説明がありました。

ただいまの事務局の説明を受けて、ご質問及びご意見があればお願いいたします。

黒田委員：42ページに「必要なサービス量の確保に努めます」とあります。私が一番気になっているのは、平日は通所施設に通っていて、土日はデイサービスに通っているというときに、前もこの委員会でお話ししましたが、月の利用日数との関係でデイサービスを使えなくなる月も出てきます。そうすると、通所施設を休んでデイサービスに行くか、もうデイサービスを辞めて通常の施設に行くかということになり、すごく利用しづらくなってきています。施設の相談員さんからも9月からこういうことになりますと説明を受けましたが、なぜこうなっているのかなどという説明はまったくなくて、ただこうなりましたからお願いしますというだけでした。すごく疑問に思っていて、今までも使えたものが急にそういうことになってすごく使いづらいものですから、そのあたりをもう少し説明いただきたいと思います。

事務局：生活介護の利用と地域活動支援センターの利用の併用に関するご質問というところかと思いますが、こちらにつきましては国の制度と市の制度というところを一緒に併せてお使いいただくという考え方になってきます。基本的には日中の活動支援については、国も月の日数のマイナス8日という日数を上限とするという規定がある中で、この地域活動支援センターにつきましても日中活動支援の1つになってくるという考え方から、合算してマイナス8日を上限とするというような考え方をとっているという状況になって参ります。こちらにつきましては、先般から黒田委員などからもお話をいただいておりますが、改めてこちらの障がい福祉課でもご説明をさせていただくと共に利用者の皆さまの状況などを踏まえて、今後また適切に判断していきたいと考えております。

中尾会長：今のところはこのマイナス8日というのは変わらないということですか。

事務局：現状はそうなっているということでございます。

川崎委員：3か所教えていただきたいです。33ページの医療的ケア児のことについてお尋ねしたいのですが、今小牧市内に医療的ケア児を支援する施設が何か所あるかをお聞きしたいということと、それを必要とする人の数がどれくらいいらっしゃるのかということと、大人の方はどうしているのかということをお尋ねしたいと思います。それから60ページの災害用バンダナとはなにかということ、最後に59ページの公共施設のユニバーサルデザイン化ですが、今LGBTQなど色々な方についてよく話に出てきます。ここのバリアフリートイレというものは、男性女性ということではなくいわゆるその他、無礼な言い方かもしれませんがそういった方も含めて、多目的に使えるようなトイレをイメージしているのかお伺いしたいです。

事務局：まず医療的ケアのところですが、事業所の数というところで申し上げますと、重心の方、医療的ケアが必要な方を受け入れている放課後等デイサービスや児童発達支援の

事業所数はそれぞれ小牧市内に3か所ずつという状況になっています。一方で必要な人の数は明確に把握できていないというのが実態のところになりまして、ここで問題になるのは事業所数が足りているのかということになります。この後の障がい福祉計画のところでも若干出てくるところになるので話が重なるかもしれませんが、事業所の数としては小牧市内に3か所ありますが、現状ではなかなか定員に満たないという実態になっております。というのも、今まで当事者の方々から小牧市内にそういった医療的ケア、重心の方々を受け入れられる事業所がないということをつくってほしいという要望をずっといただいていた、ここ直近で3か所新しく事業所ができたという状況になっています。では今までそういった方々はどうされていたかと申し上げますと、市外、春日井市や名古屋市の事業所をずっと使われていたという状況になっていまして、そういった方々から小牧市で使える事業所を作ってほしいという声をずっといただいていたのですが、いざ小牧市に事業所ができたというときに、そういった市外の事業所を使っていた方々が新しくできた小牧市の事業所に変えるかといいますと、やはり今まで慣れ親しんだ事業所が安心だというような思いが強いということで、市外の事業所を使い続けている方がほとんどで、小牧市内の事業所に移られる方はかなり少ないという状況になっています。もともとそういった医療的ケアが必要な方々や重心の方々は母数としては少なく、新しく生まれてくる方々でそういった支援が必要になってくる人たちというのも数が非常に少ないので、今はなかなか定員に満たないという状況が続いていて、かなり事業所の経営も苦しいというお話をいただいております。そういったところも踏まえまして、小牧市としては新しく必要な方々が小牧市で通える施設というのは必要だと思っておりますのでそういった体制は維持しながらも、やみくもに増やしていくというところは考えておりませんので、適切な数を確保していくという方向性で事業所の皆さまと一緒に体制を整えていければと考えているところになります。一方で大人の方々は、というお話しをいただきましたが、こちらにつきましては生活介護で医療的ケアを受け入れていただける事業所が少しずつ増えてきておりますので、そういったところに皆さま通っていただいているという状況になっております。あとは小牧市では、どうしても民間の事業所では受け入れられないような方々のセーフティネットの役割といたしまして、デイサービスひかりという施設を運営しているというところになりますので、そういったところも活用していただきながら生活していただいている状況と認識しております。医療的ケアのところにつきましては以上になります。続いて災害用バンダナのお話をいただきました。説明を省略してしまっていて恐縮ですが、災害用バンダナにつきましては、実際に災害が起きたときに避難所で、例えば耳の聞こえない方々は周りから見ても耳が聞こえない方だということがわからないものですから、周りの人たちも支援ができないという状況が生まれてしまいます。そういった方々にバンダナを配布いたしまして、そのバンダナに

「耳が聞こえませんが」や「支援が必要です」というようなことを明確にわかるような形で記載して、そのバンダナを身につけていただくことで周りの方々が支援しやすくなる、自分から声を上げなくても支援ができるような環境をつくっていくということを目的に、災害用バンダナを令和5年度に市として作製いたしまして、今後配布をしていくということを考えております。災害用バンダナは以上になります。続いて公共施設のユニバーサルデザイン化のところになります、申し訳ございません、もう一度よろしいですか。

川崎委員：私どもの業界の施設の職員の中で、ジェンダーレスというか、そういう方が最近増えてきて、そういった方がトイレを利用する際に男性用のトイレを使って良いのか女性用のトイレを使って良いのか、などといった問題があるので、「その他」というトイレを作って、どなたでも使えるようなものが最近増えつつありますが、このバリアフリートイレというものはそういった意味で多目的に使えるトイレをイメージしておられるのかということをお聞きしました。

事務局：こちらの趣旨といたしましては、障がいのある方や高齢の方、車いすの方なども含めてどのような方でも受け入れられるようにということで、そういったジェンダーなどといった趣旨はこの障がい者計画には含めてはいません。なので、小牧市役所もそうですが、バリアフリートイレに介護用ベッドなどといったところを設置して、体が不自由な方々の利用をスムーズにしていくというところをこの障がい者計画の中では謳っているというところで、ご理解いただければと思います。

小木曾委員：私からは4つ良いですか。まず27ページの相談支援体制の充実というところで、ざっと眺めていくと医療的ケアや発達支援、グループホームや地域生活支援拠点、あとは精神障がい者の地域移行などたくさんあるものの中心を担っていく相談支援というところは、今年7月にできた基幹相談支援センターが中心となって担っていく。そして行政や事業所と連携していろいろと取り組んでいくということになると思います。私たちの会も相談支援専門員がいる、相談支援事業所も設置しているという状況で、現状の25人というところを増やす施策としては事業所努力というところになっていくのか、一定の基幹相談支援センターや行政の働きかけがあるものと考えて良いのかということ、あとは基幹相談支援センターに社会福祉士の方が配置されていることは承知していますが、今地域で相談というところを考えていくと、最低でも社会福祉士と精神保健福祉士の両方の資格を持っている人が最低でも一人配置される、もしくはそれぞれの資格をもっている方をというところで、きちんと相談ができる体制を整えていくということも必要なのではないかと思えます。ずっと言っていることかと思えますが、そのより良い人材を確保できる方策というところは行政としてどうお考えなのかと思うところが1点目。続きまして、32ページの医療的ケアのところですが、委託相談の中で、私もあさひ学園がどのような位置づけというところについてだいた

いは相談員としてわかる部分であり、障がい児相談の要になるところはあさひ学園さんではないかと思っはいますが、基幹相談支援センターの中にも医療的ケア児等コーディネーターをとられている方もいて、あさひ学園さんにもいらっしゃると思います。その部分で、障がい児の相談先は主にあさひ学園だという位置づけ、要は委託をされるということはお考えなのかどうかというところが2点目。続いて42ページのグループホームの整備促進の中で、「様々な障がいのある方のニーズに対応できるよう、多様な形態のグループホームの整備を促進します」というところは、今小牧市でのイメージは事業所で1軒の家みたいな形と、小規模のホームを転々として、7~10人くらいの規模でおうちの中でご飯を提供するなどして、それぞれ自立した生活に向けてという形のイメージですが、他の市町で考えると日中型支援という日中もいても良いというホーム、問題は色々ありますがこの整備や、あとは特に精神や発達の方でこだわりが強いという方向けのアパート型のグループホーム等というところの整備だと思いますが、「様々な」というのはどういうことを想定しているのかと思っはいることが3点目。続いて51~52ページになりますが、医療の範疇で例えば精神障がいの場合の地域移行の促進というところで、ただ私どもも取り組んでいるわけですが、以前精神科のクリニックが小牧市には少ないということで、鈴木委員のところでも作っただいてというところで、クリニックについては一気に増えたイメージがありますが、やはりどうしても患者さんの急変によってクリニックから精神科病院に入院せざるを得ないという状況が多々出てくると思っはいます。やはりその部分、小牧市や岩倉市なども同じですが、入院できる精神科病院がないというところでドクターでも連携がしづらいという話を聞くので、ダメ元で聞きますが、長期計画として入院施設というところの精神科病院の整備、例えば市民病院に併設するなどということも考えられるのか、もしくは今既存であるところ、例えば春日井市には2か所あるので、例えば2か所の病院のうち1か所を新しく誘致をしていくということがあるのか。障がい福祉の中ではなんとも言えないですが、そういうものがあるたいへん精神障がいや発達障がいの方にはありがたいと思っはいますが、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局：まず1点目の相談支援のところ、今現在の25名から増やす施策としては事業所努力になってくるのかというお話をいただきましたが、まず市といたしましては、現状この相談支援の事業につきましては基本的に国の定めている障害福祉サービスになりますので、この制度の中でやりくりしていくということを考えております。事業所の方から言われるのが、この相談支援事業については収支が厳しい、赤字事業になっているということが、相談支援事業所が増えないかなり大きな要因とよく聞いております。要因としてはその収支が厳しいということと、もう1つが相談支援事業というものがかなり専門的であり大変なお仕事であるというようなイメージ、実際に現場での支援というのは大変な部分がかかなり多いですが、そういった側面があるという、この2つ

があげられるかと思えます。1つ目の収支の部分につきましては先ほど申し上げたように国のサービスになりますので、国が定めている報酬制度の中でまずはやりくりをしていくというのが第1優先であるとは考えておりますが、小牧市内では各事業所が、いわゆる加算という部分についてあまり積極的にご活用いただけていないという状況がありますので、そういったところをまずはしっかりと活用いただけるよう、市がそういった部分を促進できるように働きかけをしていきたいということがまず1点になります。もう1つは、そういった国の制度をまずは活用していくということが大前提の中で、独自に補助金などを出している市町村もありますので、そういったところにつきましては他市町の動向を踏まえて、市として調査・研究をしていきたいと考えております。2つ目の基幹相談支援センターの人員配置の部分について、現在社会福祉士を配置しているという状況になりますが、この人員配置のところにつきましては必要性に応じて、社会福祉協議会と協議した上で適切な体制を整えていきたいと考えております。3つ目の障がい児支援のところの相談体制について、あさひ学園の立ち位置、役割という部分ですが、現段階では市といたしましては、あさひ学園は発達支援の入り口の役目と考えております。0～2歳の早期療育の、まずは入り口というところであさひ学園が保健センターなどと連携しながらキャッチをして、そこから児童発達支援センターや各委託相談支援事業所というところに繋いでいくというような役割を考えております。なので、他の委託相談支援事業所と並列するような形でのあさひ学園への相談支援事業の委託というのは、現段階では考えておりません。続いてグループホームのところになりますが、こちらにつきましては小木曾委員がおっしゃっており、障がいの特性や障がい種別によって受け入れ先がないということがないように多様なグループホームを、ということでおっしゃっていただいたような日中支援型やアパート型のグループホームも含めて、設置を促進していきたいと考えております。現段階でも、民間の事業者の方々から日中支援型グループホームの小牧市内での開設や、アパート型グループホームの開設というところでご相談をいただいている状況になりますので、そういった事業所の皆さまと一緒にしながらこういった体制を順次つくっていければと考えているところになります。最後に精神障がいのある方の地域移行のご質問になります。精神科病院が小牧市内にないというところですが、現段階での市の考え方といたしましては、今春日井保健所を中心に圏域での支援というところを進めていただいている部分になりますので、そういったところで春日井保健所とも連携して圏域、春日井市や江南市、犬山市の病院などと連携しながら進めていくところを中心に考えています。あとは名古屋市の病院でも近年案件が増えているという状況もございますので、こういった大きな病院とも連携しながらやっていく体制をしっかりと整えていくということがまず重要だと考えているところになります。

鈴木委員：先ほど言われたお話についてですが、精神科病院については、私個人は江南市や犬

山市の病院さんに、成人の方たちを特にお願いをしていることが多くて個人的によく存じ上げていたわけではないので、ふれあいセンターさんの所長さんを介してお願いする場合も多々あります。あと少し困るのが、小学生以下の児童について愛知県全体でかなりマンパワーが足りない状態で、入院となるとかなり手狭になります。大学病院は入院期間が限定されますし、それではない場所ですと、精神障がい者の方は一部受け入れてくださると思いますが、それ以外ですと、愛知県精神医療センターさんの方にお受けいただく形にはなりますが、なにぶんマンパワー、許容量がない状態なので、自傷行為がととも強い方や緊急を要する方については難渋する場合があって、ただこれについては愛知県全体の問題なので、小牧市単独ではなかなか厳しいということはあるかと思っています。私個人の疑問点について、インクルーシブ教育の推進が49ページにあります。通級指導などのあたりはだいぶ取り入れてくださってとてもありがたいですが、識字障がいとか書字障がいの方についての合理的配慮の点はまだまだ最近でも難点が散見されていて、そのあたりも充実をお願いできればと思います。

事務局：まず、精神科病院の件についてもご意見をいただきました。ありがとうございます。インクルーシブ教育についてもですが、そういった様々な学習障がいなどといった形でも、色々と新しいケースなどが多く出てきているということは認識しておりますので、関係所管と連携しながらそういったところへの合理的配慮ということも進めていけるような体制づくりをしていきたいと考えております。この計画での記載の仕方などについては改めて、事務局でも検討させていただきたいと考えております。

吉田委員：私の事務局は社会福祉協議会でございますので、所管からも質問等ありました。計画の中に「基幹相談支援センター」「医療的ケア児等コーディネーター」「障害者自立支援協議会」などといった文言が散見されますが、これらは市から社協が委託されて運営しており大変重責とっておきまして、大変な役目だと思って再確認いたしました。ただし、色々な取組が記されていますが、特に誰が主体となって進めていくかということが明らかでないものがあるという印象がございますので、こういう冊子を作られる以上はやはり具体的な実施主体、どの部署が、どの所管がということがあればわかりやすいのではないかと思います。それから、医療的ケア児等の支援のために医療的ケア児等コーディネーターを専従職員としたいということがございますが、現在、基幹相談支援センターの職員、私どもの職員でございますが、そのうち一人が医療的ケア児等コーディネーターを兼務して担当しております。その職員は基幹相談支援センターの主要メンバーでもあり、両方を兼務することで、医療的ケアを必要とする方の支援体制を充実させるための取組が充分とはいえない状況であるわけでございます。新しく増員確保をするということもございますが、人と人ということで、忸怩たる思いを抱えております。兼務ではなく専従職員を配置することを望みたいと考えておりますので、お願い申し上げます。それから、23～24ページに（４）包括的・重層的な支

援体制の構築ということでございますが、障がい者が暮らしやすいまちになるために地域住民が主体となって、どのようなことから取り組むことが良いだろうかと考えています。24ページには「地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、柔軟なサービスの確保等に取り組みます」とあります。この地域住民には当然障がい者も含まれていることはわかりますが、障がい者のために地域住民が主体となって地域づくりに取り組む、の具体的な内容はどのようなことでしょうか。また柔軟なサービスとはどのようなものか、近隣の市町村の例があればお伝えしたいと思っております。

事務局：まず計画の内容につきまして、どこが主体となってやっていくのかというところが抽象的ではないかというご意見を頂戴しました。今後、いただいたご意見を踏まえて、可能な限りで記載を考えて参りたいと思います。続いて2点目ですが、医療的ケア児等コーディネーターの件につきまして、専従職員をとというようなお話を頂戴いたしました。医療的ケア児等コーディネーターの業務が年々増えていて、業務量がかなり多くなっているというところは市としても認識しております。今後社会福祉協議会としっかりと協議して適切な対応をとって参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。続きまして3点目のご意見ですが、包括的支援体制の構築というところで、地域住民の方々が主体的に地域づくりに取り組む仕組みを作っていく、というところの具体的な内容ですが、ここにつきましては、小牧市でも障がいの分野のみならずそれぞれの分野で地域づくりというところを一体となってやっていく、というところで今まさに検討を進めておりますので、今後そういったところは社会福祉協議会中心に各関係機関と一緒に考えていければと考えております。今後もよろしく願いいたします。

谷委員：27ページの相談支援体制の充実のところ、そこにサービスが多様化し、複雑化する相談に対応していくという形で書かれています。実は、これは同様の方が2名いますが、生活支援のためにヘルパーさんに入ってもらっていて、また外出支援の同行支援を受けていますが、事業所が手を引いてしまって、同行支援を全部切られてしまったということがあります。そういった場合に、本人は外出したくてもできない。そういう相談をどこへ持ち込んだら良いか。ケアマネさんに話してもなかなか対応が進んでいかない。また、その障がい者自身がヘルパーさんに対して病院やリハビリに行けるようお願いします、それを言うことが悪いということはあると思いますが、その方をリハビリに連れて行くことをヘルパーさんがいやだと言われて、そうすると事務所が手を引いてしまってやっていけなくなる。そういう場合に、手助けをしていただくにはどういったところに相談してやってもらったら良いですか、ということをお伺いしたいです。

事務局：ヘルパーさんをご利用されていた方が、そのご利用されていたヘルパー事業所から利用を拒まれている、もう利用できないと言われていたようなケースということによろ

しいでしょうか。どういった事情があるのかというところにもよりますが、そういった障害福祉サービスの利用に関する相談というところで申し上げますと、まずは委託相談支援事業所と言われている、小牧市内にございます6か所の相談支援事業所に相談していただくということがまずご案内できるかと思えます。65歳以上の方や40歳以上の方で2号該当の介護保険を使われている方々におかれましては、まず地域の包括支援センターが相談窓口になりますので、そういった介護保険を使われている方につきましては地域の包括支援センターをご利用いただきまして、障害福祉サービスのみご利用いただいている方々の相談先といたしましては委託相談支援事業所になって参りますので、そういったところをご案内いただけるとよろしいかと思えます。

関委員：59ページの公共施設のユニバーサルデザイン化というところの1つ目の箇条書きで、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、洋便器化等の整備等々あるとなっていて、そして次のところに介護用ベッドの設置もできるところはしていくということが書かれています。私も色々な障がいのあるお子さんの親御さんから、介護用ベッドについて「バリアフリートイレはある、多目的トイレもある、でも介護用ベッドがない」などということを知っていて、例えばラピオにおいてもベッドがある多目的トイレは何階なのか、市役所においてもどこだったら使えるベッドがあるのか、というような本当に細かいところまでのニーズをよく聞きます。あそこはないから困った、外にいかなければいけなかった、ということも聞きます。なので、こういった整備を進めるにあたり、トイレの外側に案内表記があると思いますが、そこにできるならば「ここに介護用ベッドがあります」と表記することや、広さの問題もあるので今後整備する時に介護用ベッドを置けないところもあるかもしれませんが、介護用ベッドも省スペースでも設置できる、折りたたみ式のユニバーサルベッドのようなものを他のところでは見たことがあるので、そういうベッドを配置すること、あとは今から使いたいという方が扉を開ける前に使えるかどうかという判断ができる情報が得られるような表記をしていただけると良いということ、それを市でどんどん進めてくださるなら、ばらばらにならないようにできれば統一したデザインや、一目見てわかるようにしていただきたいということがお伝えしたいところです。あと、計画に改訂が入るごとに時代に合わせたニーズを取り込んで、こういう福祉計画や障がい者計画等々を充実させていくと思いますが、そうするとどうしても地域一体、皆さまで一緒になってということは目指していくところになると思います。この考え方はやはり健常者の方、障がい者の方という地域に住む両者が意識していかないとできないのではないかと、片側だけではできないのではないかとと思うので、市としてそういう理念でいきます、そういうことが基本的な考えですということもどんどん啓発していただけると、多くの健常な方にも「そうか、一緒に地域で含めて考えていこう」ということにもなると良いという希望も含めて、お伝えします。

事務局：ユニバーサルデザイン化のところにつきましては、介護用ベッドのニーズということで数多くのご意見を頂戴しておりますので、市としても介護用ベッドをしっかりと推進をしていきたいと考えております。外からもわかるような統一したデザインなどといったところにつきましても、ご意見として頂戴したいと思っております。2点目の地域一体でということ、両者がこの考え方を意識していく必要があるということで、そこの考え方の啓発ということにつきましてもご意見いただきましてありがとうございます。ご意見を参考に、市の方でも対応をとって参りたいと思っております。

増子委員：59ページ一番上、福祉避難所についてです。私は今民生委員をやっております、私のエリアでは野口の郷が福祉避難所になります。その管轄の中に、視覚障がい者の方がいます。そして、9月1日の防災の日に関しましては一人暮らしの方皆さまの家庭を訪問したとき、避難場所はどこですかという問に対して、一般の避難所に行ける方はその場所で、行けない方は福祉避難所、野口の郷とご案内をしたマニュアルがあったように思い、一度元気なうちにケアマネさんと下見に行って、どんな距離でどのように、という確認ができると良いですね、と答えました。ですがこの詳細を読むと、一度一般の避難所に避難して、それから福祉避難所の受け入れ体制が整ってからの誘導となっています。どうして、手帳も持っている障がいのある方が右往左往しないようなシステムにならないのかと思っておりました。その点はどうなのでしょう。

事務局：現在の福祉避難所の運営のシステムにつきましては、今おっしゃられた59ページ上段にありますとおり、まずは一般の避難所にご移動いただきまして、その後福祉避難所の方に移っていただく、誘導されるという形になっております。ここにつきましては、福祉避難所に避難される方は当然支援が必要な方々という形になりますので、その受け入れ体制を整えるというところに一定の準備が必要になってくるという部分もございまして、このような形をとっているというところですが、今いただいたご意見も含めて担当する所管課に話をした上で、ご意見として頂戴したいと思います。

福岡委員：49ページのインクルーシブ教育の推進ということで、本当に正しいことが書かれてありますので、やることにおいては特に問題はないと思います。ただやはり、こういうたくさんの方のことをやろうと思うとそれなりの人材が必要だということは思っております。ただでさえ今学校教育の中では教員不足ということが叫ばれているということがあり、そういうところの人材をいかにして確保していくかということと、確保してもその人たちをどうやって育てていくかということを考えていかないと、すぐにこれをやりますと言っても、やはりすぐにはできない。かなり長い年月がかかっていかないと人材も育っていかないとということもありますので、そういう視点を持ってやっていただければと思っております。色々なところにこのように研修会をやりまして、色々なことをやりまして書いてありますが、ぜひ効果的な、研修会でうまく人が座っていただけるような形をお願いしていきたいと思っております。あと、以前から話がありま

したように、小中学校の特別支援教育がなかなか遅々として向上していかないということも意見としてあったわけですが、県立の特別支援学校と市町村立の小中学校との、いわゆる人事交流という制度がありまして、県立の特別支援学校のある程度専門性の高い人と、小中学校の特別支援教育を勉強したいという人を交換するというシステムがあるわけですが、以前はたくさんあったと私は思っていますが、最近は人事交流がなかなかないと思っております。こういうことがたくさん行われると、特別支援学校で勉強された方が地域の小中学校に戻って行って、そこで地域の特別支援教育の推進にすごく貢献するというシステムがあるわけですが、それが今減ってきているということをおもっています。やはりそれもある意味学校教育の方で疲弊していて、なかなか交流まで行かせるような人がいない、余裕がないということも感じておりますので、そちらも含めまして、本当に教員不足というところを解消していただきますようお願いしたいと思います。あとは、インクルーシブ教育を進めるにあたりまして共同学習などが掲げてあります。前もお話ししたかと思いますが、今県ではモデル事業として副次籍という取組を行っているところがあります。副次籍というのは、小中学校にいてどうしてもそちらに籍がありますが、県立の特別支援学校に来ると、県立の方に籍があるというように変わって参ります。だけど、その子どもたちはその地域に住んでいます。となるとその地域の行くべき学校がいわゆる副次籍という、そちらの方にも籍がありますよというようなことを副次籍と言いますが、それにより特別支援学校に来ていても、地域の小中学校の方にこの子は地域にいるのだという意識が生まれて参ります。そうすることによって、災害時にもこういう地域の障がいの子がいるということがわかっていると、お互いの助け合いにつながっていくということもありますが、それが愛知県としても、副次籍の取組が進むことは願っていますがすぐにはなかなか進まないということがあります。三重県や岐阜県、静岡県などではすでに副次籍としてかなり先進的にやられているところもありますので、そういう流れが今愛知県でもあるということを知っておいていただくと助かりますので、よろしくお願いたします。

事務局：やはり最初におっしゃっていただいた人材確保などといったところにつきましては、福祉だけではなく教育についても保育についてもそうですし、すべての分野において人材の確保というところが大きく課題になっておりますので、こちらの計画にも職員の確保を図りますと記載させていただきましたが、継続的に取組をしていくというところで考えているのでご理解いただければと思います。また、様々な貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今いただいたご意見を含めて、関係所管と話をしていきたいと考えております。

中尾会長：ありがとうございます。そろそろ時間が厳しくなってきましたので、もし何かあればご発言をと思いますが、このあたりで一旦切ってもよろしいでしょうか。文言や

この計画の内容そのものに関するご意見もありましたが、私は色々お聞きしていて、この文字に書かれたものをどう実質化していくかという内容を含めた、皆さま方の思いやご意見がすごく多く聞かれたと思いました。計画は立てただけでは済まなくて、それをどう動かしていくかというところが非常に重要になって参りますので、そこも含めて貴重なご意見をいただいたと思っております。

(2) 第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画

中尾会長：それでは続きまして、議題2「第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

<事務局説明（資料2）>

中尾会長：ありがとうございます。議題2につきまして、事務局からご説明がありました。

ただいまの事務局の説明を受けて、ご質問及びご意見があればお願いいたします。先ほどの吉田委員の話聞いて、気になったことをお聞きして良いですか。医療的ケア児等コーディネーターの配置で、2人を5人にするということになっていますが、これは先ほど現状は兼任になっているというお話がありましたが、これは専任で配置をするのか、兼任も含めているのか、なにか今のところのお考えがあったらお聞かせいただければと思います。

事務局：医療的ケア児等コーディネーターにつきましては、コーディネーター事業として、医療的ケア児の協議の場の開催や、医療的ケア児の方々の一本化された相談窓口としての事業を社会福祉協議会に委託をさせていただいているところになりますので、小牧市の医療的ケア児等コーディネーター事業としては社会福祉協議会の方で現状実施をさせていただいているということになります。それに伴って、社会福祉協議会では、今は医療的ケア児等コーディネーターの研修を受けた相談支援専門員の方が2名いらっしゃるということで、そのお2人で対応していただいているところになります。ここの社会福祉協議会のコーディネーターの方を専任にするかしないかというところは、今後社会福祉協議会と協議をさせていただきたいということで申し上げたところになりますが、それ以外の関係各機関に関しましては、専任という形ではなくあくまでも兼任という形で、各相談機関に医療的ケア児等コーディネーターが必要なお子さんや家族の方がいらっしゃった時に、そういった知識がある方が対応できる環境を整えていくという意味で、兼務の方々をそれぞれの機関に配置していく、拡げていくというところを考えているという内容で、5名にさせていただいております。

八澤委員：医療的ケア児等コーディネーターのことで、今それぞれの機関に配置とおっしゃられましたが、具体的にいうとどういったところになりますか。

事務局：今現在考えておりますのは、まずは今年度、保健センターや子育て世代包括支援センターへの配置を考えているところでございます。今後につきましては、小牧市の幼児

教育・保育課や学校教育課といったような関係機関、さらには委託相談支援事業所や障がいの相談支援事業所、医療的ケア児を受け入れている児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの事業所、そういったところにもゆくゆくは広げていけると体制としては確保できるかと考えております。

八澤委員：もう1点だけ、今社会福祉協議会さんにいる方がお1人兼務されているというお話がありましたが、もう1人はどこにいらっしゃる方ですか。

事務局：もう1人も、社会福祉協議会で活動いただいています。

小木曾委員：44ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、協議会を年に1回行っているということですが、にも包括で考えると小牧市では包括ケアシステムがやっていると思います。そういうところの連携も含めた上で本当は検討していくことが望ましいと思いますが、今後もその自立支援協議会で数を確認するという考えでいくということですか。

事務局：今お話いただきましたにも包括につきましては、協議の場というのがまさにこの小牧市障害者自立支援協議会を指しております。なので、自立支援協議会の相談支援事業所連絡会のところで実働部隊として、地域移行などといったところの話を共有したり、勉強会をしたりという形で今活動をしておりまして、その上の自立支援協議会をこの協議の場として定めているというところになりますので、あくまでもこのにも包括につきましては障がいの自立支援協議会を中心にやっていくというような形を考えております。

中尾会長：ありがとうございました。少し時間が押していますので、どうしても言っておきたいということがなければこのあたりで閉じたいと思うのですがよろしいでしょうか。もし他にご意見がある方がいらっしゃいましたら、また後から資料を見返していたら気づいたということがありましたら、来週中、10月13日（金）を目処に、事務局までご連絡いただけると反映できるかと思えます。よろしく願いいたします。事務局におかれましては皆さまのご意見を踏まえて、今後の策定作業に取り組んでいただきたいと思えます。これで、予定していた議題は全て終わりました。皆様におかれましては、議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。一旦、事務局の方にお返しいたします。

事務局：本日は、長時間にわたり、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。最後に次第3「その他」といたしまして、事務連絡をさせていただきます。

3 その他

事務局：次回検討委員会の開催案内を配布させていただいておりますが、次回は令和5年11月27日（月）午前10時を予定しております。会場はここではなく向かい側の建物となりまして、市役所東庁舎の5階にございます大会議室で開催いたします。皆様お忙しい

かと思いますが、次回も御出席賜りますようお願いいたします。それでは、本日はこれもちまして終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

以 上